

令和2年度

第1回定期監査報告書

子ども青少年部

（子育て支援課）
子ども家庭支援センター
（児童青少年課）

令和2年11月13日

多摩市監査委員

令和2年度第1回定期監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和2年度第1回定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和2年11月13日

多摩市監査委員 込山 博
多摩市監査委員 橋本 由美子

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

子ども青少年部〔子育て支援課（多摩保育園を含む。）、子ども家庭支援センター、児童青少年課（児童館及び学童クラブを含む。）、子育て・若者政策担当課長〕

3 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年8月31日までの、財務に関する事務の執行及びその他関連事務事業全般について（国、都支出金等の関係文書並びに扶助費、補助金及び助成金に関しては、令和元年度執行分を含む。）

4 監査の期間

令和2年7月22日から令和2年11月12日まで

5 監査の着眼点及び評価項目

- (1) 収支の数値等に誤りがなく、正確に執行されているか
- (2) 財務及び事務全般は、法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 効率的な予算執行が行われているか
- (4) 契約事務は、適正に行われているか

- (5) 補助金、助成金の交付等の事務処理は、適正に行われているか
- (6) チェック体制は、整備されているか
- (7) 財産物品等は、適切に管理されているか
- (8) 事務事業の執行にあたって市民福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか
- (9) 社会情勢や行政需要の変化への対応は、なされているか
- (10) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか
- (11) 組織は、簡素かつ合理的なものとなっているか
- (12) 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか

6 監査の実施内容

監査対象の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理について、前項に掲げた「監査の観点」に基づき、関係諸帳簿類、総合事務管理システムの財務会計及び文書管理データの確認、意見聴取等により監査を行った。

また、物品管理、現金及び郵券管理、個人情報取扱いについては、実地調査を行った。

備品台帳に登載されている監査対象の部署の物品は、令和2年8月31日現在、重要物品（取得価格又は評価額が50万円以上のもの）19品、一般物品1,797品の合計1,816品である。重要物品については、19品、一般物品については、165品をそれぞれ抽出し、合計184品を実地により調査を行った。抽出の条件は、重要物品のすべてを対象とし、一般物品は、課別に総数の10%程度（重要物品含む）とし、物品の種別が偏らないようにした。

なお、監査にあたっては、多摩市監査基準に関する規程（令和2年4月1日監査規程第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の結果及び意見

監査の結果、各事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。以下、改善を要する事項を中心に、各項目に分けて記述する。該当事案への対応に留まらず、今後の事務処理にあたっての留意点として、本監査結果を組織的に広く共有するとともに、継承し、活かしていただくことを期待する。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度、口頭で改善を求めた。

1 歳入歳出予算の執行について

(1) 契約事務について

ア （仮称）子ども・若者総合支援条例検討市民委員会保育業務委託の随意契約について、見積書の徴取によらず業者の意向（辞退）を事前に確認していた。（児童青少年課）

イ 児童館・学童クラブの非常通報装置保守点検委託について、契約伺の決裁日より前に業者

に見積を依頼していた。(児童青少年課)

ウ 新たに開所した南鶴牧学童クラブ第二について、総務契約課長の承認を得ずに特命随意契約を行っていた。(児童青少年課)

エ ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託について、契約伺(単価契約)の契約目途額を実際の予定より低い額で設定していた。(子育て支援課)

「多摩市契約事務規則」、「契約事務の手引」等を再度確認し、適正に事務処理をされたい。

(2) 補助金事務について

ア 社会福祉法人の保育所に対する各補助金、私立保育園補助事業の各補助金、青少年問題活動協議会地区委員会補助金について、補助事業実施計画・振り返りシートが作成されていなかった。(子育て支援課、児童青少年課)

イ 補助金申請書、実績報告書について

(ア) 青少年問題活動協議会地区委員会補助金について、地区委員会からの実績報告書で収支決算書と出納簿の支出額合計が合わないまま収受しているものがあつた。

(児童青少年課)

(イ) 子どもの食の確保緊急対応事業補助金について、補助金交付申請では支払内容を明らかにする書類を添付することが要綱で規定されているが、契約期間が過ぎている建物賃貸借契約書が添付されたまま収受しているものがあつた。(児童青少年課)

(ウ) 子育てセンター事業補助金について、実績報告書の添付資料の使途内訳書を空欄のまま収受しているものがあつた。(子育て支援課)

ウ 補助金交付要綱について

(ア) 子ども食堂推進事業補助金について、要綱では、「国、地方公共団体その他これに準ずる団体からこの補助金と同種の補助を受けている事業は、この補助金の交付の対象としない。」としているが、事業全体を対象としないのではなく、補助を受けている金額を除きこの補助金の対象とするということが、明確ではなかつた。(児童青少年課)

(イ) 多摩市認証保育所利用者支援事業補助金について、補助金交付の取消しによる返還命令に伴う違約加算金、延滞金が要綱に規定されていなかった。(子育て支援課)

(ウ) 多摩市幼稚園型一時預かり事業等補助金について、補助金の交付を市内幼稚園に対しては毎月行い、管外幼稚園に対しては年間まとめて行っているが、要綱に交付方法が規定されていなかった。(子育て支援課)

「多摩市補助金等交付手続規則」、各補助金交付要綱及び補助金事務運用の手引きに基づき、適正に処理されたい。

2 文書事務及び事務決裁について

(1) 文書事務について

- ア 補助金交付申請書、補助金事業実績報告書、都支出金の確定通知書等について、文書管理システムによる記録を行っていないものが多数あった。(子育て支援課、児童青少年課)
 - イ 都支出金に関する文書、収入支出の証拠文書について、「多摩市文書管理規程」では保存年限を10年と規定しているが、5年としているものがあつた。
(子育て支援課、児童青少年課)
 - ウ 児童手当支払通知書について、通知書に記載されている法律の条の番号が法律改正前の条の番号となつていた。(子育て支援課)
 - エ 各手当、助成等について、申請書、届出書、請求書に、申請日等の日付が未記入であるもの、申請日等の日付よりも収受印の日付が早いものが複数あつた。(子育て支援課)
 - オ 子どものための教育・保育給付費支弁等交付申請書について、申請書に記載されている要綱の条の番号が誤つていた。(子育て支援課)
 - カ 子どものための教育・保育給付費支弁等要綱について、支弁等の取消しによる返還命令に伴う違約加算金、延滞金が要綱に規定されていなかった。(子育て支援課)
- 「多摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。

(2) 事務決裁について

- ア 事業の講師謝礼について、事業計画を決定する際に、金額の積算根拠を明確していなかつた。(愛宕児童館、東寺方児童館)
 - イ 手当支給決定通知書、手当申請却下通知書の決裁について、回議用紙に記載されている根拠条例の名称が誤つていた。(子育て支援課)
- 「多摩市事務決裁規程」に基づき適正に処理されたい。

3 物品の管理等について

(1) 物品について

- ア 廃棄した備品について、廃棄の手続きを行わず備品台帳に登載したままのものがあつた。

(永山児童館、豊ヶ丘児童館)

イ 車両について、各児童館で交換し使用しているものがあるが、物品の異動等の手続きを行っていないかった。

(桜ヶ丘児童館、東寺方児童館、唐木田児童館)

(2) 備品シールについて

ア 備品シールの一部がはがれ、番号を確認できないものが複数あった。

(永山児童館、愛宕児童館、連光寺児童館、東寺方児童館、落合児童館)

イ 他の備品の備品シールを貼付しているものがあつた。(愛宕児童館)

ウ 本来の備品シールの他に、異なる備品シールを二重に貼付しているものがあつた。

(諏訪児童館)

「多摩市物品規則」等に基づき適正に管理されたい。

4 現金等の管理について

(1) タクシー券等について

ア 500円、100円のタクシー券が管理簿に記載されていなかった。また、タクシー券と一緒に不明金60円が保管されていた。精算等が必要な場合は速やかに行い、適正に処理されたい。(子育て支援課)

イ タクシー券の番号と管理簿の番号が一致していなかった。適正に処理されたい。

(豊ヶ丘児童館、桜ヶ丘児童館)

(2) 利用券について

リフレッシュ時利用券について、保管してある利用券枚数と管理簿の枚数が一致していなかった。適正に処理されたい。(子ども家庭支援センター)

5 事務の執行について

(1) ひとり親家庭等学習支援事業について、利用の申請から受講者の決定までを、実施要綱とは異なる手続きで行っていた。要綱の規定に基づき事務手続きを行うか、実情に合わせて要綱を改正されたい。(子育て支援課)

(2) 学童クラブ費等の減額について、生計を一にする世帯における複数の学童の確認を入所時

の申請者の申告に基づき行い、減額を決定していた。住民票等での確認を行われたい。
(児童青少年課)

6 個人情報の適正な管理について

子育て支援事業に伴う保育業務委託について、個人情報を取扱う業務であるが、「個人情報取扱特記事項」を添付していないものがあった。個人情報の取扱いについては細心の注意を払うとともに、「個人情報取扱特記事項」に基づき適正に取扱われたい。(児童青少年課)

第3 監査結果の総括

今回の監査を通じて、以下のとおり、総括的に意見を述べる。

ここ数年の事務処理における監査指摘に対して、職員研修やチェックシートの活用等の方法により、組織として取り組まれていることを確認しているが、今回の定期監査においても、ルールに準拠していないなど、事務処理の誤りが散見された。事務処理は、市民や事業者、他の関係機関等との関係において、一つひとつの行為が意味を有しているため、市は規則等を定め、また、マニュアルや手引き等を作成することで、適正な事務処理の実施に取り組まれている。しかしながら、事務処理の誤りが散見される状況を見る限り、ルールに沿って事務処理を行うことに対する認識が、十分に徹底されていないように見受けられた。

不適切な事務処理は、市民の信頼を損なうことに繋がる。また、効率的な業務執行の妨げとともに、業務の質の低下や職員の不祥事へと繋がる恐れもあることから、組織全体の課題として捉え、要因を分析し、改善に取り組むことが必要である。

以上の観点から、組織的な注意喚起と予防措置を講ずることを期待すべく、基本的に再認識しておくべき事項について、意見する。

1 文書事務及び文書管理について

行政活動は「文書事務に始まり、文書事務で終わる。」と言われている。これは、行政の仕事の在り方を指している言葉であるが、行政の毎日の仕事は、文書を中心に展開されている。

「多摩市文書管理規程」では、事務処理の原則として「事務は、文書によって処理することを原則とする。」、「文書事務は、文書管理システムにより行うことを原則とする。」、「すべての事案の処理は、文書によることを原則とする。」と定めており、文書管理の原則として「文書は、事務を適正かつ円滑に処理するため、その処理状況及び所在等に関して常時把握が可能な状態を維持する等、適正に管理しなければならない。」と定めている。今回の監査において確認したところ、作成した通知文書に根拠条文を誤って記載していた事例、收受した文書について、文書管理システムへの記録を怠っていた事例、また、「多摩市文書管理規程」で定めている保存年限で文書を管理していない事例が見受けられた。

近年、情報公開請求や住民監査請求への対応も増えており、公文書の適正な管理が求められている。「多摩市文書管理規程」は、多摩市における文書の取扱いの規範を示し、もって文書の管理及び事務能率の向上を図ることを目的に定めているものである。また、文書事務の基本的な考え

方等についても「文書事務の手引」として整理されている。

文書事務は全庁に共通する基本的かつ重要な事務であることから、「多摩市文書管理規程」及び「文書事務の手引」に記載されている内容を正しく理解するとともに、文書作成や文書収受の意義、適正な文書管理など、文書事務及び文書管理の重要性を強く認識し、規程等に基づく適正な取組みを、組織として徹底されたい。

2 契約事務について

地方公共団体が締結する契約は、住民福祉の向上に資するために行う事務・事業の目的達成の手段として締結されるものであり、また、これらの契約の多くは、公金の支出を伴うこと等から、極めて厳格な公共性が求められる。したがって、契約の締結にあたっては、公正な手続きが最優先されるため、機会均等・経済性の確保の観点から一般競争入札を原則としている。なお、競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して契約を締結する随意契約によることが出来るものは、地方自治法施行令に定められている。

市では、適切な契約事務の実施に向けて「契約事務の手引」を作成するとともに、随意契約の締結にあたり、適正かつ統一的な手続きが行えるよう、解釈の指針として「多摩市随意契約ガイドライン」を作成している。今回の監査において、契約締結の状況を確認したところ、随意契約により、長期にわたり同一の業者を選定している事例が見受けられた。

「多摩市随意契約ガイドライン」に示されているように、随意契約は例外的な契約締結の方法であり、複数年継続して同一の業者を選定するにあたっては、競争性、公平性、経済性の確保等の観点からも、随意契約の方法による契約の妥当性等について、評価を行うべきである。

「契約事務の手引」及び「多摩市随意契約ガイドライン」の内容を、組織において共有し、適切な契約事務の執行に活用されたい。

3 補助金等の交付事務について

補助金等は、行政の補完的な役割を担い、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するための有効的な手段となっているが、主要な財源が市民の税金であることから、その必要性や効果についての市民への説明責任が求められる。

市では、補助金の交付について、統一的かつ効率的に処理し、予算執行の適正化を図るため、「多摩市補助金等交付手続規則」を制定するとともに、補助金交付事務の流れや要点等をまとめた「補助金事務運用の手引き」を作成している。

補助金等の交付事務を遂行する際は、これらの規則及び手引きに準拠して行うこととなるが、今回の監査において確認したところ、要綱の制定にあたり、一部、本規則に準拠していない事例が見受けられた。また、補助金交付の事務処理において、添付書類の不備をそのままにしているなど、要綱に基づく事務がなされていない事例も見受けられた。

要綱は、補助金等の交付事務の根幹を成すものである。「多摩市補助金等交付手続規則」に基づく要綱の制定とともに、「補助金事務運用の手引き」に基づく適切な補助金等の交付事務が行われるよう、組織として取組まれたい。

第4 監査対象部課等の概要

1 子ども青少年部

(1) 主な事務（多摩市組織条例より）

- ア 児童の福祉に関すること。
- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。
- ウ 幼児教育施設に関すること。
- エ 青少年に関すること。

(2) 課、係及び担当の事務分掌（多摩市組織規則より）

ア 子育て支援課

(ア) 手当・医療・相談担当

- ・ 子ども及びひとり親家庭等の医療費助成に関すること。
- ・ 児童手当、児童育成手当、児童扶養手当等に関すること。
- ・ ひとり親家庭等の交通料金、水道料金等の割引に関すること。
- ・ ひとり親家庭に対する相談等に関すること。
- ・ ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業に関すること。
- ・ 母子及び父子福祉資金並びに女性福祉資金の貸付け及び返還徴収に関すること。
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所並びに同施設に対する入所費の支払い及び負担金徴収に関すること。
- ・ その他ひとり親家庭の自立支援に関すること。
- ・ 部の総合調整並びに部及び課の庶務に関すること。
- ・ 部の他の課及び課の他の担当に属さないこと。

(イ) 計画推進・保育担当

- ・ 子育て支援の企画調整及び子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- ・ 保育所の企画調整等に関すること。
- ・ 児童福祉法に基づく保育所の保育の実施及び必要な保育を確保するための措置に関すること。
- ・ 公立保育所に関すること。
- ・ 私立保育所の指導助言及び連絡調整に関すること。
- ・ 子どものための教育・保育給付費の支弁及び補助金交付に関すること。
- ・ 特定教育・保育に係る利用者負担額の決定及び徴収に関すること。
- ・ 家庭的保育事業等に関すること。
- ・ 東京都認証保育所に関すること。
- ・ 病児・病後児保育及び休日保育に関すること。
- ・ 私立幼稚園に関すること。
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく認定こども園に関すること。

(ウ) 子ども家庭支援担当

- ・ 子どもと家庭の総合相談に関すること。

- ・ 要保護児童対策地域協議会に関すること。
- ・ 子ども家庭在宅サービスに関すること。
- ・ ファミリー・サポート・センター事業に関すること。
- ・ 子育てひろば事業等に関すること。
- ・ 子ども家庭支援センターとの連絡調整に関すること。

イ 児童青少年課

(ア) 青少年係

- ・ 青少年問題協議会及び青少年に関すること。
- ・ 多摩市いじめ問題調査委員会に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。
- ・ 課の他の係に属さないこと。

(イ) 児童係

- ・ 児童館及び学童クラブの企画調整及び管理運営に関すること。

(ウ) 子ども・若者育成係

- ・ 子ども・若者育成支援の推進に関すること。

ウ 公立保育園担当課長

- ・ 子育て支援課事務のうち公立保育所に関する事務を担当する。

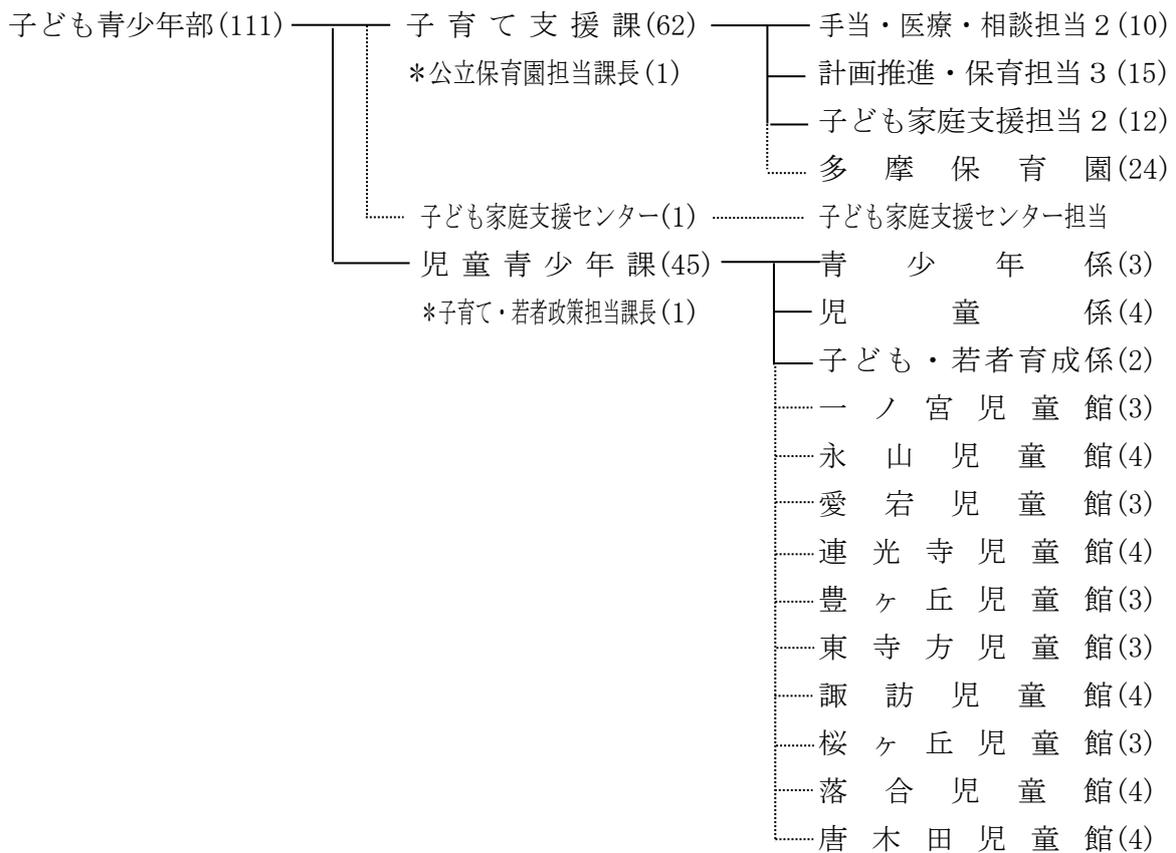
エ 子育て・若者政策担当課長

- ・ 子ども青少年部事務のうち子ども・子育て支援事業計画及び子ども・若者育成支援に関する事務を担当する。

オ 子ども家庭支援センター（多摩市子ども家庭支援センター条例より）

- ・ 子どもと家庭に関する総合的な相談及び支援に関すること。
- ・ 子どもと家庭の支援に関する関係機関との連携及び調整に関すること。
- ・ 子育てを行う市民及び子どもと家庭の支援に係る活動を行っている団体の交流に関すること。
- ・ 子育てに関する市民相互の援助活動に関すること。
- ・ 子ども及び子育てに関する情報の収集及び提供、学習、啓発並びに研究活動に関すること。
- ・ リフレッシュ一時保育に関すること。

2 監査対象部課等の組織及び職員配置数（令和2年10月1日現在）



- ※ ()内の数字は、常勤職員と再任用フルタイム職員の合計人数である。
- ※ 点線は、機関を表している。
- ※ 子ども家庭支援センターは、子育て支援課（子ども家庭支援担当）が兼務している。
- ※ 担当の後の数字は、担当の組織数であり、「担当2」であれば担当の係が2つあることを示す。
- ※ 学童クラブ一覧は18ページに掲載。

<参考資料>

歳入一覧（令和2年8月末日現在）
 （予算現額は、補正予算、繰越明許費を反映している。）

単位：円

所属課名	項又は目名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
子育て支援課	負担金	保育所保育料	184,163,000	196,833,380	72,956,260
		助産施設入所費自己負担金	40,000	38,400	6,000
		母子生活支援施設入所費自己負担金	1,000	0	0
	使用料	電柱用地使用料	6,000	6,140	6,140
	手数料	諸証明手数料	1,000	0	0
	国庫負担金	子どものための保育給付費負担金	1,539,161,000	0	0
		助産施設入所費負担金	1,689,000	0	0
		母子生活支援施設入所費負担金	11,449,000	0	0
		児童扶養手当負担金	139,465,000	55,350,600	36,900,400
		児童手当負担金	1,432,878,000	424,373,000	424,373,000
		子育て支援施設等利用保育給付費負担金	79,319,000	0	0
		子どものための教育給付費負担金	203,373,000	0	0
		子育て支援施設等利用教育給付費負担金	142,943,000	64,826,710	64,826,710
	国庫補助金	母子及び父子家庭自立支援給付金	8,294,000	0	0
		婦人相談員活動強化事業補助金	39,000	0	0
		児童虐待防止対策支援事業補助金	118,000	0	0
		子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金	165,540,000	157,270,000	157,270,000
		子育て世帯への臨時特別給付事務費補助金	6,169,000	6,965,000	6,965,000
		子ども・子育て支援交付金	269,639,000	0	0
		子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金	1,874,000	0	0
保育対策総合支援事業費国庫補助金		10,149,000	0	0	
保育所等整備交付金		662,940,000	0	0	
幼児教育無償化実施円滑化事業補助金		24,571,000	0	0	
保育所等改修費等支援事業補助金		23,333,000	0	0	
保育人材就職支援事業補助金		350,000	0	0	
母子・父子自立支援プログラム策定事業補助金	120,000	0	0		
都市部における保育所等への賃借料支援事業補助金	14,149,000	0	0		

所属課名	項又は目名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
子育て支援課	国庫補助金	児童手当マイナンバー情報連携体制整備事業補助金	1,026,000	0	0
		保育対策総合支援事業国庫補助金	24,350,000	0	0
		ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金	98,770,000	75,250,000	75,250,000
		ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金	3,858,000	5,052,000	5,052,000
		新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	34,695,000	0	0
		教育支援体制整備事業費交付金	8,000,000	0	0
	都負担金	子どものための保育給付費負担金	624,586,000	0	0
		児童育成手当負担金	291,168,000	97,051,000	97,051,000
		助産施設入所費負担金	844,000	0	0
		母子生活支援施設入所費負担金	5,724,000	0	0
		児童手当負担金	312,105,000	104,026,000	104,026,000
		子育て支援施設等利用保育給付費負担金	39,659,000	0	0
		子どものための教育給付費負担金	175,388,000	0	0
		子育て支援施設等利用教育給付費負担金	71,471,000	27,782,875	27,782,875
	都補助金	義務教育就学児医療費助成事業補助金	127,030,000	63,513,000	63,513,000
		子育て推進交付金	644,988,000	0	0
		ひとり親家庭等医療費助成事業補助金	38,361,000	18,701,000	18,701,000
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助金	1,385,000	0	0
		乳幼児医療費助成事業補助金	117,897,000	58,939,000	58,939,000
		認証保育所運営費補助金	286,368,000	0	0
		子ども家庭支援区市町村包括支援事業補助金	55,393,000	0	0
		乳児家庭全戸訪問事業補助金	1,802,000	0	0
		養育支援訪問事業補助金	14,424,000	0	0
		ファミリー・サポート・センター事業補助金	3,300,000	0	0
		地域子育て支援拠点事業補助金	25,972,000	0	0
		一時預かり事業補助金	22,014,000	0	0
		子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業補助金	1,567,000	0	0
子育て短期支援事業補助金	188,000	0	0		
利用者支援事業補助金	22,712,000	0	0		
実費徴収に係る補足給付事業補助金	1,908,000	0	0		

所属課名	項又は目名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
子育て支援課	都補助金	延長保育事業補助金	10,937,000	0	0
		病児保育事業補助金	9,000,000	0	0
		保育士等キャリアアップ補助金	112,247,000	109,770,000	109,770,000
		放課後児童健全育成事業補助金	129,810,000	0	0
		東京都ひとり親家庭等生活向上事業補助金	4,479,000	0	0
		認可外保育施設利用支援事業補助金	82,595,000	0	0
		幼稚園型一時預かり事業補助金	13,840,000	0	0
		保育対策総合支援事業費都補助金	12,714,000	0	0
		待機児童解消区市町村支援事業補助金	55,124,000	0	0
		賃貸物件による保育所の開設準備経費補助金	8,000,000	0	0
		保育人材就職支援事業補助金	175,000	0	0
		保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金	95,061,000	0	0
		保育サービス推進等事業補助金	31,122,000	0	0
		緊急1歳児受入事業補助金	7,128,000	0	0
		保育所等賃借料補助事業補助金	7,074,000	0	0
		保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金	26,864,000	26,863,000	26,863,000
		私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金	41,350,000	0	0
	都委託金	私立学校指導監督費	1,094,000	0	0
		東京都母子及び父子福祉資金貸付事業事務委託金	4,320,000	4,253,090	4,253,090
		東京都女性福祉資金貸付事業事務委託金	572,000	407,627	407,627
		児童福祉施設設置届等經由事務費交付金	103,000	0	0
		東京都ひとり親家庭緊急対策支援事業事務委託金	55,000	0	0
	財産運用収入	市有地貸付料	13,616,000	13,676,400	5,136,300
	寄附金	民生費寄附金	80,000	80,000	80,000
	繰越金	前年度繰越金	48,000	48,000	48,000
	市預金利子	歳計現金預金利子	1,000	0	0
	雑入	私用電報電話料	1,000	102	102
		児童扶養手当返還金	340,000	4,158,540	84,000
		休日保育料	3,000	0	0
		公立保育所管外受託児運営費	1,485,000	0	0

所属課名	項又は目名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
子育て支援課	雑入	児童手当育成手当返還金	274,000	2,114,199	48,000
		乳幼児医療費返還金	1,000	0	0
		ひとり親家庭等医療費返還金	1,000	95,345	0
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業負担金	50,000	31,650	26,850
		延長保育料	360,000	115,600	74,900
		実習生謝礼金	100,000	0	0
		事業参加者負担金	4,000	0	0
		給食費	2,620,000	1,524,000	776,640
		義務教育就学児医療費返還金	1,000	0	0
		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金返還金	0	383,500	20,000
		民間保育所及び認定こども園に対する補助金返還金	1,000	0	0
		私立幼稚園等園児保護者補助金返還金	1,000	0	0
		私立幼稚園就園奨励費補助金返還金	1,000	0	0
	市債	民間保育所整備補助事業債	25,000,000	0	0
貝取保育園園舎等解体工事事業債		96,000,000	0	0	
	小計	8,772,378,000	1,519,499,158	1,361,206,894	
子どもセンター 家庭支援	使用料	電柱用地使用料	4,000	0	0
	雑入	リフレッシュ一時保育事業利用者負担金	3,710,000	849,800	849,800
	小計		3,714,000	849,800	849,800

所属課名	項又は目名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
児童青少年課	使用料	学童クラブ使用料	128,209,000	148,900,000	27,319,000
		学童クラブ延長育成料	6,780,000	7,368,000	881,250
	国庫補助金	子ども・子育て支援整備交付金	37,300,000	0	0
	都補助金	地域における青少年健全育成応援事業補助金	1,000,000	0	0
		学童クラブ整備費補助金	13,987,000	0	0
		都型学童クラブ事業補助金	108,066,000	0	0
		放課後子ども教室事業補助金	5,104,000	0	0
	繰越金	前年度繰越金	99,000	99,000	99,000
	雑入	私用電報電話料	1,000	0	0
		実習生謝礼金	1,000	0	0
		事業参加者負担金	85,000	0	0
		児童館撮影謝礼金	0	10,000	10,000
		小計	300,632,000	156,377,000	28,309,250
		合計	9,076,724,000	1,676,725,958	1,390,365,944

事業別歳出一覧（令和2年8月末日現在）

（予算現額は、補正予算、予算流用、予備費充当、繰越明許費を反映している。）

単位：円

所属課名	事業名	予算現額	支出負担行為額	執行額
子育て支援課	子育て支援課事務管理経費	20,768,000	5,001,585	2,658,094
	子ども・子育て支援推進事業	805,000	260,800	140,200
	たまっこ子育て応援事業	257,000	0	0
	児童育成手当支給事業	291,180,000	97,153,500	97,153,500
	児童扶養手当支給事業	418,539,000	134,653,220	134,653,220
	子ども医療費助成事業	553,801,000	161,508,736	161,336,619
	子どものための保育給付費	3,147,788,000	1,207,663,050	1,207,663,050
	民間保育所補助事業	2,206,855,000	402,583,780	402,583,780
	児童福祉法施行事務費	193,000	940	940
	助産施設入所費	3,118,000	0	0
	子育てサポート事業	76,011,000	3,701,898	3,701,898
	認証保育所運営費補助事業	694,414,000	257,060,210	257,060,210
	病児・病後児保育事業	27,000,000	26,706,000	26,706,000
	産前産後子育て支援事業	3,748,000	511,803	457,243
	子どもショートステイ事業	2,250,000	1,331,734	431,734
	児童手当支給事業	2,057,738,000	676,485,454	676,485,454
	特定教育・保育の実費徴収に係る補足給付事業	5,724,000	0	0
	保育サービス推進等事業	33,651,000	0	0
	保育士等キャリアアップ補助事業	122,819,000	0	0
	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	167,862,000	155,465,253	155,465,253
	臨時休園等支援事業	53,728,000	0	0
	認可外保育施設第三者評価受審費補助事業	600,000	0	0
	ひとり親家庭等への臨時特別給付金支給事業	83,355,000	80,631,906	80,281,906
	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	15,498,000	0	0
	新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業	55,000	0	0
	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	99,348,000	52,531,631	52,531,631
	新生児応援臨時特別給付金給付事業	72,549,000	45,111	0
企業主導型保育利用支援事業	17,004,000	4,726,000	4,726,000	

所属課名	事業名	予算現額	支出負担行為額	執行額
子育て支援課	子育て支援施設等利用保育給付費	158,640,000	31,787,650	31,497,600
	保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	48,850,000	0	0
	保育所等給食費負担軽減事業	12,582,000	0	0
	多摩市保育人材と質の確保事業	4,310,000	0	0
	ひとり親家庭等医療費助成事業	55,158,000	17,426,659	17,426,659
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	4,584,000	740,610	740,610
	ひとり親家庭自立支援給付金事業	11,059,000	1,918,500	1,818,500
	ひとり親家庭相談事業	23,818,000	1,960,500	1,960,500
	ひとり親家庭等学習支援事業	6,624,000	6,453,260	88,000
	公立保育園管理運営費	169,226,000	122,257,041	52,010,738
	パルテノン多摩・子どものエリア事業	132,000	0	0
	私立幼稚園等園児保護者補助金	47,312,000	0	0
	私立幼稚園に対する補助金	46,276,000	0	0
	子どものための教育給付費	554,151,000	192,392,041	192,392,041
	幼稚園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	8,000,000	0	0
	子育て支援施設等利用教育給付費	285,887,000	86,502,330	86,502,330
小計	11,613,267,000	3,729,461,202	3,648,473,710	
子ども家庭センター	ファミリー・サポート・センター運営事業	14,132,000	13,675,300	7,087,800
	子ども家庭支援センター事業	27,660,000	10,868,031	8,435,860
	子ども家庭支援センター管理運営費	47,477,000	42,769,774	21,677,029
	小計	89,269,000	67,313,105	37,200,689
児童青少年課	青少年問題活動費	12,683,000	5,655,880	5,655,880
	子ども若者育成支援事業	7,431,000	2,388,151	24,255
	児童館・学童クラブ管理経費	209,143,000	97,978,320	31,787,718
	児童館運営事業	24,786,000	5,866,247	2,865,942
	学童クラブ運営事業	901,064,000	883,998,780	449,210,000
	放課後子ども教室事業	9,526,000	2,319,846	1,189,480
	成人式	4,257,000	0	0
	小計	1,168,890,000	998,207,224	490,733,275
合計	12,871,426,000	4,794,981,531	4,176,407,674	

仮払金一覧表（令和2年8月末日現在）

単位：円

所管課名	金額	時間外保管場所	備 考
子ども家庭支援センター	20,000	手提げ金庫を子ども家庭支援センター耐火金庫に保管	リフレッシュ一時利用券等つり銭

学童クラブ一覧（29施設）

施設名	定員
東寺方小学童クラブ第一	34人
東寺方小学童クラブ第二	70人
第一小学童クラブ第一	65人
第一小学童クラブ第二	44人
第一小学童クラブ第三	52人
永山学童クラブ	70人
永山第二学童クラブ	70人
永山小学童クラブ	70人
愛和小学童クラブ	90人
愛宕南学童クラブ	58人
連光寺小学童クラブ	90人
聖ヶ丘学童クラブ	75人
貝取小学童クラブ	80人
貝取学童クラブ	70人
第二小学童クラブ第一	69人
第二小学童クラブ第二	66人
諏訪学童クラブ	70人
諏訪南学童クラブ	70人
北諏訪小学童クラブ第一	70人
北諏訪小学童クラブ第二	80人
西落合小学童クラブ第一	40人
西落合小学童クラブ第二	40人
西落合小学童クラブ第三	40人
落合第二学童クラブ	70人
東落合小学童クラブ	80人
大松台小第一学童クラブ	58人
大松台小第二学童クラブ	70人
南鶴牧小学童クラブ第一	70人
南鶴牧小学童クラブ第二	45人